


平成17年6月24日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 山本 徹 殿

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 山端 勝二 

監事 渡部 紀文 

監事監査報告書

独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの業務及び会計経理について監査を行いました。

また、独立行政法人農畜産業振興機構の情報システム及び個人情報の適正管理についても監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、幹部会等の重要な会議に出席するほか、各業務担当理事・部長等から業務実績の報告を聴取し、重要な決裁文書等を閲覧し、本部、海外駐在員事務所において業務及び会計の状況を調査し、必要に応じ、業務監査室から内部監査の実施状況及び会計監査人から会計監査の実施状況の報告を求めました。

また、情報システム及び個人情報の適正管理等の状況についても調査しました。

2 監査の結果

(1) 会計帳簿については、記載すべき事項は正しく記載され、財務諸表

の記載と合致しているものと認めます。

- (2) 財務諸表は、機構会計規程、独立行政法人会計基準及び関係諸法令に従い、機構の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、機構の予算区分に従って、決算の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 会計監査人である、あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 事業報告書は、中期計画、年度計画に沿い、機構の業務実施内容を適切に示していると認めます。
- (6) 機構の情報システム及び個人情報の管理については、諸規程に基づき、適切に管理されていると認めます。
- (7) 役職員の職務遂行に関する不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実は認められません。

以上